盛岡市外山森林公園の管理を行う指定管理者の指定について

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設

(1) 名　称　　盛岡市外山森林公園

(2) 位　置　　盛岡市薮川字大の平31番地１

(3) 制度導入の種別　　継続（指定期間満了による更新）

(4) 指定期間　　令和６年４月１日～令和11年３月31日（５年間）

(5) 指定管理料の有無　有

(6) 利用料金制　　採用

(7) 公募・非公募の別　公募

2　申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数　　１団体

※　申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

・　団体名称　　盛岡広域森林組合

・　代表者名　　代表理事組合長　鷹　木　嘉　孝

・　所在地　　盛岡市渋民字泉田 360

・　新規、再指定の別　再指定

(3) 候補者の主な業務内容

この組合は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とし、組合員のためにする森林の経営に関する指導及び委託を受けて行う森林の施業、経営などを行っている。

(4) 候補者の実績

施設の管理実績としては、盛岡市外山森林公園の開園当初（平成３年度）より盛岡市から管理運営を受託しており、平成18年度から令和５年度にかけては指定管理者に指定されている。

3　指定までの経過

令和５年７月15日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
７月31日	募集要項・仕様書等の配布開始
８月７日	申請予定者説明会の開催（１団体の参加）
８月10日～９月11日	公募期間
９月26日	審査の実施
12月22日	指定の議決

12月28日　　指定・告示

4　採点結果

順位	申請者名	満点 （A）	総合計点 （B）	比率 （B/A）	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡広域森林組合	664.0点	401.1点	60.4%	16,452,000円	16,452,000円

※　指定管理者候補者選定要領第５に規定する次の事項には該当していない。

・　満点の合計数の 100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。

・　評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が０点の項目があった申請者は失格とする。

5　総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「設置目的に合致した管理運営が行われること」など、28項目の審査項目のうち多くの項目において、高く評価された。特にも、森林に求められるニーズの多様化を踏まえ、新たなイベントの開催など集客強化を図っている点や、長年の施設管理による実績やノウハウを活かして、利用者が安全かつ快適に利用できる職員配置や保守管理体制を敷きながら効率的に管理運営を行っている点などが評価された。

6　審査員

(1) 岩手県盛岡広域振興局林務部林業振興課長　千　葉　幸　司

(2) 岩手県緑化推進委員会盛岡支部委員　鎌　田　まき子

(3) 盛岡市林業振興審議会委員　平　賀　幸　雄

(4) 盛岡市農林部参事兼林政課長　富　樫　正　幸